

2009年10月30日

日 本 銀 行

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」等の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近の金融資本市場の情勢に鑑み、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保を図るとともに、企業金融の円滑化に資する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」（平成20年10月14日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」（平成20年10月31日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」（平成20年12月2日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「企業金融支援特別オペレーション基本要領」（平成20年12月19日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成20年12月19日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局 中尾根（03-3277-3768）
浜 野（03-3277-1634）

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」中
一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 本措置は、平成 2 0 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施
し、平成 2 2 年 1 2 月 3 1 日をもって廃止する。

「資金供給円滑化のための補完当座預金制度基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 付利の開始および終了

この基本要領に基づく付利は、平成20年11月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって開始し、当分の間これを行うものとする平成21年12月16日を起算日とする積み期間に関する当座預金または準備預り金に対する付利をもって終了する。

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、~~7.~~に定める付利に係る事務が終了した時点をもって廃止する。

「社債および企業に対する証書貸付債権の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

3 . を横線のとおり改める。

3 . 本措置は、平成 2 0 年 1 2 月 9 日から実施し、平成 2 2 年 1 2 月 3 1
日をもって廃止する。

「企業金融支援特別オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成22-21年3-42月31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中
一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成22~~21~~年3~~4~~月31日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。